

第5次富良野市総合計画

前期基本計画(原案)

(計画期間：平成23年度から平成27年度までの5カ年間)

ご意見をお寄せください。

- ・富良野市では、平成23年度から平成32年度までの概ね10年間の計画期間とする第5次富良野市総合計画の策定を進めています。
- ・前期基本計画は、先に策定した基本構想に基づく計画として、将来像に掲げた「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』」及び基本目標、個別目標を実現するために、平成23年度から平成27年度までの5カ年間における施策の推進方策についてまとめたものです。
- ・前期基本計画(原案)は、富良野市情報共有と市民参加のルール条例に基づいて市民の皆様公表し、ご意見をいただくものです。

原案に掲げた施策の内容及び実施計画予定事業については、現在実施計画を策定している段階です。したがって、今後の国及び道の制度改正や予算編成などの状況によって変更される場合がありますので、ご了承をお願いします。

意見募集期間

平成23年1月13日(木)から2月1日(火)まで

意見の提出方法

封書、ファックス、メールなどの書面、または録音テープにして、企画振興課、山部支所、東山支所、または行政情報コーナーの意見箱へ。書面は自由です。郵送の場合は企画振興課へ。

意見を提出するときは、住所・氏名等を記入してください。氏名等は公表いたしません。記入がないときは回答できない場合があります。

意見を提出できる方

市内に住んでいる方、市内働いている方、市内学んでいる方、市内に事業所がある法人や団体

担当課・問合せ

企画振興課(076-8555 富良野市弥生町1番1号)

電話 39-2304 ファックス 23-2121

電子メール kikaku-ka@city.furano.hokkaido.jp

序章 1 基本計画の位置づけ

1 . 基本計画の役割

- 基本計画は、基本構想に基づく計画として、将来像に掲げた「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』」及び基本目標、個別目標の実現に向けて、それぞれの目標に沿って取り組むべき基本的な展開の方向と主な施策を体系的に示すものです。
- 基本計画の策定にあたっては、つぎの視点を取り入れています。
 - ・心の豊かさや福祉、生活環境の向上など、市民生活の質的な充実をめざした計画
 - ・市民と地域、行政が、住みやすい地域づくりのために連携し、ともに取り組んでいくことをめざした計画
 - ・地域の優れた資源や特性を経済活動に取り込み、市民や観光客が交流し、賑わいと活力を高めることをめざした計画
 - ・将来世代への負担の緩和と環境への配慮、既存する都市施設や都市機能の有効活用、長寿命化、効率化に工夫が生きる計画
 - ・実施計画として5年間を想定した具体的な「実施事業」を示し、事業の目標・成果が見える計画
 - ・情報の共有と市民参加による行財政運営の確立をめざした計画

2 . 計画の期間

- 前期基本計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの5年間とします。
- 基本計画に掲げる施策の考え方は、基本構想期間のおおむね 10 年間について展望したものとして記述します。

3 . 計画の構成

- 基本計画の体系は、基本目標及び個別目標に沿って、別表 1 のとおりとします。
- 基本構想と基本計画の関係は、「将来像 基本目標 個別目標 施策の方向 推進 施策 施策の内容 成果指標 実施事業」の順序で示すことにより、目標（目的）と事業（手段）までが一連できる体系とします。
- 成果指標は、施策の推進目標が客観的に判断できるよう、モノサシとして設定するものです。
- 実施事業は、5年間を想定した具体的な事業について示します。
実施計画は、事業を計画的に進めていくために別途「事業個票」によって作成し、年次別の内容や事業費等を明らかにします。

4．個別計画との整合

- 市政をより効果的に推進していくために、福祉、教育、産業などの各部門においても特定の政策課題について取り組むための個別計画（別表2）を策定し、より具体的、詳細に施策の推進内容を定めています。
- 総合計画は本市の最上位の計画となるものですが、それぞれの個別計画が総合計画と一体となって進められるよう、また、個別計画が総合計画の推進を補完できるよう、整合性を保ちながら総合計画を策定しています。
- 今後、新たな個別計画を策定する際には、総合計画との整合性が図られます。

5．計画の財源

- 基本計画の推進に関わる財源は、財政の中長期的な試算及び財政健全化計画の着実な推進によって確保できる見通しの上で積算（別表3）しています。ただし、歳入の状況等によっては、事業の規模や実施時期等について検討する必要があります。

6．計画の管理

- 個別目標に掲げた「推進施策」は、社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう実施過程で検証を行い、実施計画の推進に反映します。
- 実施計画は、毎年直近3ヵ年分についてローリングを行い、計画的、効率的な事業の推進及び予算編成の指針とします。

7．国・道との連携

- 地方分権の趣旨を生かし、本市の主体性・自立性を基本に国・道の各種計画との連携を図りながら、効果的な施策を推進します。
- 国・道の責任において行う事業、国費・道費を導入する事業については、迅速な執行ができるよう適時要請します。

8．次期基本計画の策定

- 本市を取り巻く社会経済状況は今後も大きく変化し、そのスピードはさらに速まることが予想されます。それに伴い、新たな行政課題も生まれ、それらに迅速に対応しなければならない局面が増えてきます。
- このため、次期基本計画は、こうした時代の変化や新たな市民のニーズを的確・柔軟に反映するために施策実行型の計画として、より実効性のある基本構想の推進を図るために、平成27年度の段階でこの基本計画について検証を行います。
- 上記に基づいて新たに策定する後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年を計画期間とします。
- 策定にあたっては、情報共有と市民参加のルール条例に基づいて、市民参加手続きを経るものとします。

(別表1) 計画の体系

基本目標	個別目標	推進施策	
1. 次代を担う子どもたちを みんなで育むまちづくり	1. 安心して子育てができる 環境づくり	子どもや母親の保健・医療の推進	
		保育サービスの推進	
		地域における子育て支援の推進	
		療育、ひとり親など社会的支援の推進 子育てに配慮した社会環境整備等の推進	
	2. 心豊かでたくましい 子どもたちを育む教育の推進	幼児教育の推進	
		特別支援教育の推進	
		小中学校教育の推進	
		高校教育の推進	
		学校施設等の整備推進	
3. みんなで子どもたちを育む 地域づくり	家庭教育の推進		
	放課後児童対策の推進		
	地域社会との連携		
	青少年健全育成の推進		
2. やさしさと生きがい 実感できるまちづくり	1. 豊かな心身を育む 社会教育活動の環境づくり	社会教育活動の推進	
		スポーツ活動の推進	
		文化・芸術活動の推進	
		文化財保護活動の推進	
		読書活動の推進	
	2. 誰もが健康で安心の 地域づくり	地域医療と健康づくりの推進	
		介護予防と地域ケアの推進	
		社会参加と生きがい活動の推進	
	3. とともに支えあい生きいきと 暮らせる地域づくり	地域福祉の推進	
		障がい者福祉サービスの推進	
		災害に強いまちづくりの推進	
		地域安全活動の推進	
3. 人と自然が共生する環境 にやさしいまちづくり	1. 安全で安心できる 快適な生活環境づくり	消防・救急体制の整備推進	
		ごみの減量・リサイクルと環境保全の推進	
		消費生活の向上	
		都市計画	
		景観の保全形成と公園緑地の整備推進	
	2. 自然環境を生かして住みよさ を高めるまちづくり	交通・通信基盤の整備推進	
		市道の整備及び道路環境の整備推進	
		上下水道の整備推進	
		富良野らしい住宅の整備推進	
		自然と調和した持続可能な農業生産の推進	
	4. 地域の魅力ある産業を 活かしたまちづくり	1. 持続的可能な 農業及び農村づくり	農村集落機能の維持・活性化の推進
			農産物の安全及び安心の確保
			森林の適正な管理と保全の推進
		2. 商工業の振興とまちなかに 賑わいのある街づくり	中心市街地活性化の推進
			商店街・商工業振興の推進
雇用環境の改善と地域経済を支える担い手確保の推進			
企業立地の推進			
3. 多様な業種が連携して農村の 魅力を伝える観光のまちづくり		ワイン事業の推進	
		通年・滞在型観光の推進	
		国際観光地づくりの推進	
5. 市民と地域、行政が 協働して築くまちづくり	1. 市民が連携し、みんなで 支えあう地域づくり	食と環境を生かした体験学習の推進	
		富良野らしいイベントの推進	
		情報発信とおもてなしの推進	
		人権意識の高揚と男女共同参画の推進	
		コミュニティ活動の活性化と協働の推進	
	2. 市民の信頼に支えられた 行政運営の推進	広域的交流と移住の推進	
		地域活性化の推進	
		市民参加の推進	
		簡素効率的な行政運営の推進	
		健全な財政運営の推進	
広域連携の推進			

(別表2) 総合計画の推進に関わる個別計画

(平成22年4月1日現在)

基本目標による区分	個別計画の名称	計画期間
1. 次代を担う子どもたちを みんなで育むまちづくり	1. 富良野市次世代育成支援地域行動計画	平成22年4月—平成27年3月
	2. 富良野市学校教育中期計画	平成20年4月—平成25年3月
	3. 富良野市子どもたちのための食育ガイドライン	平成20年4月—
	4. 富良野市立小中学校施設耐震化推進計画	平成21年4月—平成26年3月
2. やさしさと生きがいが 実感できるまちづくり	4. 富良野市特別支援教育マスタープラン	平成22年4月—平成25年3月
	1. 富良野市社会教育中期計画	平成18年4月—平成23年3月
	2. 富良野市社会体育中期計画	平成18年4月—平成23年3月
	3. 富良野市地域福祉計画	平成18年4月—平成28年3月
	4. 富良野市高齢者保健福祉計画 富良野市介護保険事業計画第4期計画	平成21年4月—平成24年3月
	5. 富良野市障がい者計画(障がい者福祉計画)	平成18年4月—平成25年3月
	6. 富良野市地域医療計画(指針)	平成19年4月—平成24年3月
	7. 富良野市健康増進計画	平成18年4月—平成28年3月
3. 人と自然が共生する環境 にやさしいまちづくり	8. 富良野市特定健診等実施計画	平成20年4月—平成25年3月
	1. 富良野市地域防災計画	昭和38年7月—
	2. 富良野市国民保護計画	平成19年6月—
	3. 富良野市環境基本計画	平成13年4月—平成23年3月
	4. 富良野市環境保全行動計画 富良野市地球温暖化防止行動計画	平成13年4月—平成23年3月
	5. 富良野市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理計画)	平成17年4月—平成27年3月
	6. 富良野市地域新エネルギービジョン	平成22年4月—
	7. 第8次富良野市交通安全計画	平成18年4月—平成23年3月
	8. 富良野市都市計画マスタープラン	平成10年12月—平成30年3月
	9. 富良野市住宅マスタープラン	平成15年12月—平成25年3月
	10. 富良野市緑の基本計画	平成13年4月—平成30年3月
	11. 富良野市水道事業計画	昭和37年—
	12. 富良野市公共下水道基本計画	昭和54年—
	13. 富良野市耐震改修促進計画	平成21年4月—平成28年3月
14. 富良野市交通バリアフリー基本構想	平成16年4月—	
4. 地域の魅力ある産業を 活かしたまちづくり	1. 富良野市中心市街地活性化基本計画	平成20年11月—平成26年3月
	2. 富良野市農業及び農村基本計画	平成21年4月—平成26年3月
	3. 富良野市森林整備計画	平成21年4月—平成31年3月
	4. 富良野市観光振興計画	平成20年4月—平成30年3月
5. 市民と地域、行政が 協働して築くまちづくり	1. 富良野市男女共同参画推進計画	平成21年5月—平成31年3月
	2. 富良野市行政改革推進計画	平成17年4月—平成23年3月
	3. 富良野市財政健全化計画	平成20年4月—平成27年3月
	4. 富良野市情報化推進計画	平成12年2月—平成22年3月
	5. 富良野地区広域市町村圏振興計画	平成20年4月—平成30年3月

(別表3) 実施事業に関わる資金需要

基本目標による区分	事業費	財 源 内 訳				
		国 費	道 費	地方債	その他	一般財源
1. 次代を担う子どもたちを みんなで育むまちづくり	67億36百万円	24億07百万円	5億64百万円	10億34百万円	3億53百万円	23億78百万円
2. やさしさと生きがいが 実感できるまちづくり	60億68百万円	14億15百万円	8億35百万円	-	7億35百万円	30億83百万円
3. 人と自然が共生する環境 にやさしいまちづくり	62億97百万円	12億43百万円	12百万円	15億09百万円	1億93百万円	33億40百万円
4. 地域の魅力ある産業を 活かしたまちづくり	40億80百万円	8億78百万円	7億14百万円	3億07百万円	5億87百万円	15億94百万円
5. 市民と地域、行政が 協働して築くまちづくり	11億56百万円	2億98百万円	1億50百万円	-	48百万円	6億60百万円
合 計	243億37百万円	62億41百万円	22億75百万円	28億50百万円	19億16百万円	110億55百万円

序章 2 想定人口

1. 将来人口の見通し

- わが国の人口は、今後も数十年間にわたって減少していくことが見込まれています。向こう 10 年間では、大都市及びその周辺では増加若しくは横ばいで推移するのに対して、地方都市や農村部においては全国平均を大幅に上回る速さで人口の減少が進むことが予測されています。
- 本市においても、コーホート法を用いた 5 年後の平成 27 年の推計人口は、現在より 1,293 人少ない 22,850 人（ 5.4% ）となります。特に、年少人口と若年人口が減少し、高齢者人口が増加する傾向が顕著になってきます。
- わが国の産業経済活動は、グローバル化によって成熟若しくは縮小の傾向にあり、国民のライフ＆ワークも多様化していく中であって、目標人口を指標化することが難しく、特に、増加または維持する方向で設定すること自体が困難な状況にあります。
- このため、基本計画においては、人口減少を最小限に止めることを基本に据えて、市民が安心と希望をもって暮らし続けることができる地域社会、子どもたちが地元で定着する活力ある地域社会をめざして施策を総合的に推進することが大切になります。

【平成 27 年時点において参考とする人口】

	総人口	0 - 14 歳		15 - 64 歳		65 歳以上	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
現在の人口	24,143 人	3,190 人	13.2%	14,583 人	60.4%	6,370 人	26.4%
推計人口	22,850 人	2,797 人	12.2%	13,316 人	58.3%	6,737 人	29.5%
増減	-1,293 人	-393 人	-1.0%	-1,267 人	-2.1%	367 人	3.1%
想定人口	23,000 人	2,850 人	12.4%	13,400 人	58.3%	6,750 人	29.3%

「現在の人口」は、平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録人口による。「想定人口」は、コーホート法を用いて平成 22 年と 5 年前の平成 17 年の各 3 月 31 日現在と対比し、5 歳段階ごとに変動率を求めて推計した数値を参考に設定したもので、計画を推進するうえで基準とする人口です。

2. 人口減少と少子高齢社会に対する基本的な課題

○市民が安心して暮らせる地域づくりの推進

多くの市民が、富良野市に愛着と誇りを持ち、住みよいところだと評価しています。

市民一人ひとりが自立を尊び、健康に対する意識を高め、そして自己実現をめざして活躍できる社会、若い世代が安心して出産し、子育てに喜びと誇りを持ち、子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会、高齢者や障がい者など誰もが自らの能力を発揮し、住みなれた地域で生きがいをもって暮らせる思いやりのある社会、そして、災害や犯罪からの安全性を高め、住み続けたいまちをめざして、市民や地域、行政がしっかりと連携して地域づくりを進めていくことが大切です。

福祉・医療・介護の分野では、医師や看護師、介護職の育成と確保が大きな課題になります。

○地域社会を支える産業と人材の育成

富良野市の恵まれた大地で営まれる農業、美しい田園風景、豊かな自然景観は、他の地域にない独自性や優位性の源となっており、こうした地域の優れた資源や強み、ブランド力をしっかりと活かした取り組みを進めていくことが大切になってきます。

そうした中で、基幹産業である農業の持続的な発展のために緊急な課題となっている農業後継者の育成・確保を図るとともに、観光分野においては、都市と農村との交流として観光客との接点づくりを積極的に進めることによって、サービス分野での雇用の創出拡大に取り組んでいくことが必要になります。また、地域の森林資源を活用したバイオマスなど新エネルギーの研究・創出も重要になります。

今後、移住促進対策事業の推進とあわせて、地域の社会経済を支える人材の育成と確保が重要な取り組みになってきます。

序章 3 土地利用の方針

1. 土地利用の現況

- 本市の土地総面積は、平成 21 年 1 月現在で 60,097ha となっており、地目別の状況では、田畑 11,143ha、宅地 964ha、山林 42,842ha、原野 2,727ha、池沼 23ha、雑種地 700ha、その他で 1,698ha で、森林と農地で市域の 90% を占めています。
- また、北海道土地利用基本計画の 5 地域区分による都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域について、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などに基づき、それぞれの地域の適正な土地利用及び総合的、計画的な土地利用が進められています。

【地目別土地利用の現況】

資料：市税務課

区 分	田	畑	宅 地	山 林	池 沼	原 野	雑種地	その他	市域面積
面 積 ha (構成比)	3,831 (6.4%)	7,312 (12.2%)	964 (1.6%)	42,842 (71.3%)	23 (0.0%)	2,727 (4.5%)	700 (1.2%)	1,698 (2.8%)	60,097 (100%)

・地目面積は平成 22 年 1 月 1 日現在。

【5 地域区分による土地利用の現況】

資料：北海道

区 分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	市域面積
面 積 ha (構成比)	2,281 (3.8%)	21,794 (36.3%)	43,544 (72.5%)	10,926 (18.2%)	— (-)	60,097 (100%)

・地域面積は平成 11 年 4 月 1 日現在。地域が重複するため市域面積とは一致しない。構成比は、市域面積に対する割合。

2. 土地利用の方針

- 土地は、限られた貴重な資源であり、良好な市民生活や生産活動を維持するために不可欠な基盤となっていることから、本市の有する自然的、社会的、経済的、文化的条件や発展性を踏まえ、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保、豊かな自然環境の保全が将来にわたって適正に図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

< 都市地域 >

快適な都市環境の形成を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、都市基盤の既存ストックの有効活用と恵まれた自然環境と調和するコンパクトなまちづくりを基調として、都市計画区域の総合的な整備、開発及び保全を図ります。

< 農業地域 >

農業の持続的な発展を図るため、農地法、農振法等に基づいて優良農地の確保と適正な農地流動を進めるとともに、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の解消、新規就農の円滑化など地域の振興発展との調和をめざした適切な土地利用を進めます。

< 森林地域 >

森林は国土の保全、水資源のかん養、快適な生活環境の保全等の公益的機能及び木材等を生産する経済的機能、地球温暖化の防止機能を有しており、長期的な視点から森林が持つ多面的機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に進めます。

< 自然公園地域 >

優れた自然の風景地としての自然公園は、市民の保健、休養、教育の場であり、観光資源でもあり、また、生物多様性の確保や自然保護意識の啓発に寄与するものであることから、生態系の維持に配慮するなど自然環境の適切な保全を推進します。